

## 市外から転入した人・市内で転居した人へ

### 住所変更届後、住民基本台帳カード、マイナンバーカード (個人番号カード)、通知カードの住所記載変更はしましたか

住民基本台帳カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)を持っている人

通知カードを持っている人

●届出期間 なし

●届出人 本人または代理人

●受付時間

市役所 ◇月～金曜日 午前8時

半～午後5時◇第2・4土曜日

午前9時半～午後0時半

コミュニティセンター

午前9時～午後9時(第3火曜日を除く)

●必要なもの

◇通知カード◇届出人の本人確認書類◇委任状(代理人の場合)

※代理人が本人と同世帯の場合は、委任状は不要です。

●問い合わせ先

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

◇市民窓口サービス課受付・サービス向上担当

●留意事項 継続利用手続きには暗証番号が必要です。同じ世帯の人が手続きをする場合、事前に本人に暗証番号を確認してください。

## 市税等の納付案内を行っています

市では、市税等の徴収率向上と、市税等の公平・公正な負担の実現のための取り組みを行っています。

昨年10月から、民間の事業者への委託により、電話、文書、訪問によるさらきめ細やかな市税等納付案内を行っています。

●対象税目 ◇市県民税◇固定資産税・都市計画税◇軽自動車税◇国民健康保険税◇介護保険料◇後期高齢者医療保険料

●実施期限 平成31年3月29日(金)

●案内実施時間 午前9時～午後8時

●委託業者 (株)アイ・シー・アール

●電話による納付案内 「大野城市収納課案内係の〇〇です」と名乗り、相手方の確認を行った上で、納付忘れや税目、期別、税額を伝えて、納付を案内します。

●訪問による納付案内 市から委託を受けたことを示す業務従事者証明書を提示して、納付の案内を行います。金銭の受領はせず、納付の案内のみ行います。

### 納付書はまとめて郵送

市税等の納付書は、年度当初の課税月に納税通知書に同封し、1年分の納付書をまとめて郵送します。各期の納期限を確認の上、納付をお願いします。

### コンビニで納付できます

取り扱いが可能なコンビニは、納付書の裏面に記載しています。※手数料無料。納付書1枚あたり30万円以下のものが対象で、各納期限日までの取り扱いとなります。

※後期高齢者医療保険料は対象外

●口座振替が便利です

指定口座から納期限に自動的に引き落とされるため、納め忘れがなくなり安心です。

●申込方法 市収納課、市内指定金融機関にある「預貯金口座振替依頼書」または、納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に記入し、通帳、届出印を持参の上、利用する金融機関から収納課窓口へ提出してください。

●問い合わせ先 収納課収納担当

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831

☎(580)1831